

○本学の目的・使命について

(国立大学法人東京工業大学組織運営規則から抜粋)

国立大学法人東京工業大学組織運営規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学（以下「法人」という。）の組織、職制及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置する大学並びに目的及び使命)

第2条 法人は、国立大学法人法（平成16年法律第112号。以下「法人法」という。）第4条第2項の規定に基づき東京工業大学（以下「大学」という。）を設置し、法第22条第1項各号に掲げる業務を行う。

2 大学は、将来、工業技術者、工業経営者、理工学の研究者、教育者として指導的役割を果たすことができる有能善良な公民を育成する目標のもとに、これに必要な一般的教養と専門的知識とを学生に修得させるとともに、理学及び工学に関する理論と応用を研究し、その深奥を究めて科学と技術の水準を高め、もって文化の進展に寄与し、人類の福祉に貢献することをその目的及び使命とする。

(以下略)